

# 令和5年度 信州理系学生キャリア探索事業委託業務 仕様書

県民の学び支援課

この仕様書は、長野県が行う信州理系学生キャリア探索事業を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和5年度 信州理系学生キャリア探索事業委託業務

## 2 目的

女性・若者の県内就職への選択肢拡大を図るため、県外理工系学生が本県の主力産業である製造企業等への理解を深める機会や県内女子高校生が理工系進学に興味を持ち、自分のロールモデルとなるような理工系女子大学生や社会人からキャリア形成のアドバイスを受ける機会を創出する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

## 4 業務内容

信州理系学生キャリア探索事業（愛称「信州リケタンプロジェクト」）の企画及び実施

### (1) 課題解決型プロジェクトの実施

県内企業から提示された商品開発等の課題に対し、県外の理工系学生が調査・研究のうえ企画提案するプロジェクトの以下の取り組みを企画・実施すること。

- ア 対象者は就職を検討する時期の県外学生と県内企業
- イ 商品開発等の課題提示をする県内企業の開拓と課題内容の検討（目標3社以上）
- ウ Uターン就職促進協定校を中心とした大学生の参加募集（目標3大学/合計30人以上）
- エ 課題提示をする県内企業と県外の大学及び研究機関のマッチング
- オ 課題解決型プロジェクトのコーディネート（計画・進捗管理・調整等）

### (2) 県内企業で活躍する理工系学部出身の女性社員等と高校生及び大学生との交流会の実施 以下①及び②をあわせ、合計4回以上を開催すること。

#### ① 県内高校生を対象とした交流会「サイエンスガールのクロストーク」の開催

- ア 信州大学及び公立諏訪東京理科大学と連携し、理工系大学生と高校生が進路や将来について語りあう場を創出すること。
- イ 理工系進学促進となるような、高校生の主体性を重視した体験型のワークショップを実施すること。
- ウ 開催地は、東北信地区及び中南信地区それぞれ1回の合計2回以上とし、オンラインでの参加も可能とすること。

## ② 県内大学生を対象とした交流会「人生設計トーク」の開催

- ア 県内理工系企業と連携し、社会で活躍する理工系学部出身の女性社員と信州大学及び公立諏訪東京理科大学の学生が就職や将来について語り合う場を創出すること。
- イ 企業が抱える課題を学生目線で解決する等、大学生の主体性を重視した体験型ワークショップを実施すること。
- ウ 開催地は、信州大学及び公立諏訪東京理科大学の学生が参加しやすい地域での開催を想定し、2回以上実施すること。

## 5 成果目標

「長野県の企業への理解・就職意欲が高まった者の割合（※）」80%以上

（※）信州理系学生キャリア探索事業の参加学生・生徒へのアンケート調査により把握する。

## 6 県への報告

### (1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業全体の詳細について定めた事業実施計画書（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添付し、県に協議すること。

### (2) 業務実施状況報告

受託者は、報告事項については、事業実施当初に県と協議すること。なお、これとは別に実施状況に関する報告を求める場合があるので、その都度報告をすること。

### (3) 事業完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式第1号）に事業実績報告書（様式任意）を添えて令和6年3月22日（金）までに県へ報告すること。

## 7 特記事項

- (1) 経費については市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (2) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 長野県個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。
- (4) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (5) 本事業が提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (7) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については長野県に帰属する。
- (8) 本事業を実施する中で県の実施する他の事業と関係する場合には、連携・調整の上で実施するものとする。
- (9) 実績報告書に基づく成果の確認において、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合や達成されない程度が甚だしい場合、又は委託契約の内容もしくはこれに付した条件に違反した場合は委託費の全部または一部を減額することとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

(様式第1号)

## 令和5年度信州理系学生キャリア探索事業業務完了報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

令和6年〇月〇日付けの委託契約により実施した標記事業業務が完了したので、委託契約書第7条第1項の規定により別紙関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

事業実績報告書 (様式任意)